

議 第 5 4 号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の  
制定について

本市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を下記の  
とおり制定するものとする。

令和3年（2021年）6月7日提出

柏崎市長 櫻 井 雅 浩

記

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例

新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年条例第3号）  
の一部を次のように改正する。

第25条の見出し中「報酬」を「報酬又は給料」に改め、同条中  
「報酬を減額して報酬を」を「報酬又は給料を減額して報酬又は給料  
を」に改める。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。



新潟県柏崎市職員の育児休業等に関する条例（平成4年3月27日条例第3号）

改正後	改正前
<p>(部分休業をしている非常勤職員の報酬又は給料の取扱い)                      第25条 非常勤職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与条例第13条」を「新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第17号。以下「報酬条例」という。）第4条」と、「給与条例第17条」を「報酬条例第3条」と、「勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を」を「勤務1時間当たりの報酬又は給料を減額して報酬又は給料を」と読み替えて適用する。</p>	<p>(部分休業をしている非常勤職員の報酬の取扱い)                      第25条 非常勤職員（臨時職員等規則第2条第2号に規定する非常勤職員をいう。）が部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第24条の規定を準用する。この場合において、同条中「給与条例第13条」を「新潟県柏崎市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第17号。以下「報酬条例」という。）第4条」と、「給与条例第17条」を「報酬条例第3条」と、「勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を」を「勤務1時間当たりの報酬を減額して報酬を」と読み替えて適用する。</p>